

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 畜産課

法令名	佐賀県種畜検査条例		法令番号	昭和34年条例33号		
手続名	証明書の効力の停止又は取り消し		根拠条項	第8条		
処分基準	<p>証明書の有効期間内であっても、疾病その他の事由により種畜として不相当と認められた時は、知事はその効力を停止し又は取り消すことができる。</p> <p>なお、証明書の有効期間は、検査に合格した日から次の定期検査までとする。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検資格 <ol style="list-style-type: none"> 1 ランドレース種及びその他知事が適当と認めたもの 2 生後8月以上を経過したもの 3 血統及び産地が明確なもの ・合格基準 <ol style="list-style-type: none"> 1 品種固有の特徴を具備し、資質優秀で発育良好なもの 2 伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害を有しないもの 					
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 畜産課	交付機関	畜産課	目次 No.